

## 東京日々新聞における石炭関係主要記事（II）

齊藤，俊彦  
NHK資料センター

<https://doi.org/10.15017/13561>

---

出版情報：エネルギー史研究：石炭を中心として．2，pp.32-46，1973-12-10．エネルギー史研究会  
バージョン：  
権利関係：

## 東京日々新聞における石炭関係主要記事 (Ⅱ)

斎藤俊彦

東京日々 明十・一・八

雑報

○世人が皆注目して其盛衰如何と心配したる高島石炭坑は先きに火災に罹りしころ火消の術に百方手を尽せども其功なく終に坑内海水を汲入れ漸く火氣消滅せし以来在来のポンプを仕掛け坑内の水を揚たれども此のポンプは平素坑内の地下水を揚る丈けの力らにして多量の坑水を揚るの具に適せざりしより英国へ注文せし大ポンプが本月二十二日上海より三菱郵船名護屋丸にて着港したるよし此の大ポンプにて坑水を運揚せば来る三月ごろ迄には坑内の修繕等も成就すべき見込みなりと云ふ

東京日々 明十・一・八

雑報

○また同島の辺(註高島坑)に沖の島と云ふ一島ありこの島よりも出炭の見込ありて近いうちに検査になるとのはなし也

東京日々 明十・三・十八

雑報

○長崎高島なる石炭坑は先達での火災後は永らく休業せしが既に曠業に着手し最早日々三百噸餘の掘出し高なり何れ十四五日中には必らず元の如く六百噸の高に復するは必定なる見込みなりと去廿一日同所より電報あり石炭は方今別して要需の品なれば結構なことなり

東京日々 明十・四・十一

雑報

○高島石炭坑は去年の火災後口径一尺八寸ほどの大ポンプにて消防の為に注ぎし水を汲み取り此ごろに至り漸く坑道も元に復するに至れり然るにマブ木とて坑内の崩れを留める為に用ふる杭は尤も要なる品なれど是は多く熊本地方より取り寄せしに今度の戦争にてマブ木の積み出しも出来ず又日傭人足は戦地にて賃金の好きを聞き伝へ我もくと戦地へ出掛るので工業も手廻らず其上に昨今は汽船の航海は烈しく石炭の需要も平日より多き時なれば実に困却を極めしと該地より報ありたる由

東京日々 明十・六・五

雑報

○北海道の産物は・中略・開拓使附属の白峯丸(風帆船)は石狩口に材木を積み入れ乗鳳丸は岩内産の石炭を積み込み既に上海へ向け出帆せしが此売捌方は三井組物産会所にて取扱ふと云ふ何品に限らず輸出品の殖ゆるは結構のことなり

東京日々 明十・十・三

雑報

○高島の石炭坑は薩賊の征討より引続き虎列刺病流行の為に坑夫坑物ともに不足にて坑業も十分に運びかねしに付き石の払下年賦金の上納延期を願ひたしと持主後藤象次郎君より大蔵省へ申出られしと聞けり

東京日々 明十・十・三

雑報

○長崎よりの報知に・・・中略・・・

去月十八日高島石炭坑中に出火ありたれど格別大火にも成らず翌十九日には全く鎮火せり同所坑夫の虎列刺も未だ止ざれば避病院を設け予防怠りなきよし云々

東京日々 明十・十・廿三

雑報

○先ごろより高島鉦山の坑夫中に虎列刺病に罹り死去せしものもありて之れが為に仕事を休み坑夫等も鳥を去りて感染を防ぎし程なりしが昨今の報知にては病勢も餘ほど衰へ去る十日以来は一人の死人もなく一旦立退きたる職人等も追々帰り来るに付き定めて速からず是までの如き盛業に復すべしと長崎の「ライシグソン」新聞に見ゆ

東京日々 明十・十・廿六

雑報

○長崎自由新聞に高島石炭礦にて虎列刺に罹りし患者の死亡全快の員数を載せたるを見るに本月三日より十日までの死亡は千四十九人とあり驚くべし

東京日々 明十一・二・五

雑報

○北海道空知郡ホロムイの炭礦は嘗てライマン氏の報告によりて其良質なると礦脈の宏大なるとを世人の知り得たる所なるが此度開拓使においていよいよ発掘に着手せらるべき順序に運びたると聞けり然らば此採炭は石狩川より内地の諸港へ運輸せらるゝかまた室蘭迄

鉄道を開らかるるかそれらの模様はなほ詳報を待て再録すべし

東京日々 明十一・二・六

太政官記事

○第三号

開拓使管内鉦山借区税ノ儀詮議ノ次第有之当分其營業月数ニ応シ月割ヲ以テ徵収候条此旨布告候事

明治十一年二月五日 太政大臣 三条実美

東京日々 明十一・五・一

雑報

○工部省にて今度長崎県下肥前国高麗郡のうち字海老島と云へる処にて五百坪の地面を代価六百九拾円餘にて買上られ三池鉦山分局の石炭置場を建築せらるゝよし

東京日々 明十一・六・十七

雑報

○世上に噂ざありし後藤象次郎氏と英一商会との葛藤も漸やく平和に歸し該社の管理人ジョンソン氏も長崎に赴きて後藤氏に面晤し共々横浜に歸りて新条約を取り結ぶと云ふ又後藤氏は高島炭坑の諸規則を改正し其の所得の純益金をもて蓬萊社以来の借金方に振向け諸債主に平等の分賦を出すと其餘是までとは諸事の振合を換へ便益を專一にせらるゝなれば高島の模様はますゝ改良にいたるべしとある方より聞得しまゝ

東京日々 明十一・七・五

雑報

○北海道後志国岩内郡の礦山より掘り出す石炭は其質良好にして有

名なる高島の石炭にも劣らず此のち北海道第一等の産物にも相成るべき見込なりと右の開鑿資本として百五十万円を下附相成りたき旨を先ごろ開拓使より太政官へ上申せられしに此ほど向ふ三ヶ年に割合ひて下渡すべしとの御指令ありたる由

東京日々 明十一・七・十三

雑報

○北海道後志国岩内の石炭山開鑿の資本金下附の義を其筋へ上申相成りし由は前号にも記せしが右は岩内のみならず第一に有名なる石狩国幌内の開採に着手し運炭の鉄路を設け岩内は是までの開採方法を改良し其他波井港の築造并に運送船の製造等の為にして共に百五十万円は起業公債証書にて下附せらるゝ旨の御指令ありたるなりと因て前号の誤を正す

東京日々 明十一・七・廿二

雑報

○此たび北海道の石炭礦開採の資本として大蔵省より開拓使へ貸与せらるゝ金額および返納期限の割合は左の如く定められたりと○惣金額百五十万円（毎年八月二月兩度渡）内訳初年下渡は十一年七月より十二年六月迄金五十万円○二年同十二年七月より十三年六月迄金三十万円○三年同十三年七月より十四年六月迄金三十万円○四年同十四年七月より十五年六月迄金四十万円○右百五十万円の割合資本箇所に返納割は 金百三万円（幌内炭鉱資本十五年度より廿五ヶ年賦返納）金十七万円は（岩内炭鉱資本十五年度より十五ヶ年賦返納）金三十万円は（造船費資本十五年度より十ヶ年賦返納）

東京日々 明十一・八・一

公告

高島煤炭塊層其積入レ七月廿八日長崎出港ノ帆走船有之右荷着次第横浜ニ於テ売捌候間御用ノ御方ハ下名迄御引合有之度候也

七月廿日

三十間堀三丁目五番地

後藤炭鉱商局

東京日々 明十一・八・五

広告

高島炭礦坑業ニ付人夫共ノ間ニ紛紜相生シ七月廿八日廿九日二日間坑業相休申処更ニ三十日より坑業相始メ出炭容量等旧ニ復セリ但シ此間ト雖トモ売炭ハ一日モ休業セス此段広告候也

東京三十間堀

後藤炭坑商局

東京日々 明十一・八・六

○高島煤炭發售

近來高島煤炭ノ名義ヲ以テ他ノ煤炭ヲ混合シタル一種劣等ノ物ヲ發售スル徒アリ如此ハ大ニ該煤ノ名譽ニ関スルモノナレバ本局ニ於テ更ニ内国売炭ノ方法ヲ直監シ純良ノ塊層ヲ發售ス用量ノ多寡ニ拘ハラズ供求を欲スルノ諸君斯ニ省願ヲ希フ

東京三十間堀三丁目五番地 後藤炭礦商局

○去月廿七日より高島炭礦の坑夫等が非常の暴動を起したり(其源因は未だ詳かならず)此の日、晝、晝より坑夫の坑内に在るもの皆な坑を出て来り更代の坑夫も又坑に入らずして何か陰謀を企つる様子なりしが午後八時ごろ坑夫三百餘名ばかり納屋頭某の家に押し寄せ格子を毀ち酒樽等を打破り某を捉らへて將さに之を殺さんとす某は辛く其場を逃れたり又右の間に立入て中入れしたる岸松と云ふ者の家に坑夫等乱暴を仕かけ其他新店といへる処に乱入し酒を掠むること凡そ十一二樽なり此夜本県より巡查十三名出張せり廿八日晝坑夫等勸場(勸場とは勘定方といふが如し)小山某の家を打破し又鎮撫に来たる巡查三名に手疵を負はせ(一説に一名は即死とも云へど未だ詳かならず)其暴動容易ならず見えければ午前八時炭礦舎員は悉く島を立除きて長崎其他に遷りたり右の趣につき本県よりなほ又警部巡查三十名汽船建栄丸に乗り込みて出張相成りしかども島の岸上には坑夫の一揆蜂の如くに屯集し汽船に向て石瓦等を乱擲し其勢ひ甚はだ猛烈にして兵器なければ近つき難し依て汽船は着岸せずして沖に掛り此趣を本県へ報知ありしにつき本県より夜一時ごろ電報を以て内務省へ何はれし処二十九日午後二時ごろ同省よりの指令到来の由にて即刻権令大書記官を始め山川一等警部其他警部巡查百名ほど銃器を用意して汽船二艘に乗込み同島へ向け出張せられ県令大書記官は夜に入て帰港せられしが警部巡查は今に帰られず其後の動静は如何なりしや委しくは分らねど暴徒の続々と本署に拘引せらるゝもの今朝迄百一名なりと云(炭坑舎。器械場并に舎員尾上某宅。雇洋人宅は既に打毀はされ大工小屋も廿九日夜焼失せる由三十日の西海新聞に見えた

り

○昨日の紙上に高島石炭坑騒動の大略を西海新聞より抄出して掲げしが今また其詳しき由来を採訪するに抑くこの肥前国高島は周囲わづか一里にたらざる小島にて其内に住居するものは在来の漁夫二十戸の外は悉く採炭の坑夫にて素より名字も知らず生国も分らぬ者どもなれば採掘の暇ある毎には酒を飲みては歌ひ狂ひ或は賭事に耽りなど無頼放漫かざり無し此の坑夫は三百人乃至四百人を一伍と為し便宜の場所に矮き家を設けて住ましめ一番納屋二番納屋等の名称を以て区分し各伍に小頭を置いて支配せしめ其督責を委任するに前の如き無頼の破落戸のみなれば稍もすれば其指図に抗し少しにても骨を折らぬ考へのみを為す習なるが故に昨午西南の乱并に引続きて虎列刺病流行の後は坑夫等も或は戦地に赴きて過分の夫賃を貪るが為に立去り或は斯る命知らずにて悪疫の伝染を恐れしか島を出るもの其数すくならず此とき炭坑の景況は昨年来火災の大厄難を僅に恢復せんとする際なれば深く此等の事に注意し採炭賃銀等も格外に引き上げ一時島を出る者を繋ぎ留め且つ坑夫に約束して西南の乱并に悪疫の流行やみたらん時には賃銀は旧とに復すべしと云ひ聞かせしが其後坑主後藤象二郎君が親しく之を督裁するまで旧とに復せずして其まゝに成り居しを坑夫等は猶も飽き足らで再び賃銀の増しを請求したるに依り本年二月以来は諸費用を省略し坑業を改良すべき目途なるを約束の如く元の賃に引戻さぬさへ過分なるに此上賃銀を増しては坑業の保持を妨ぐべしと懇ろに理由を論せしに坑夫等は猶も乞ふて聞き入れねば在島の炭礦本局なる各科長もおのゝ力を尽して理解すれど

素より無頼の輩なれば却て此説論を幸ひとし悪口雑言を吐き散らし或は二十人或は三十人こゝかしこに頭を集め額を合せ坑にも入らず働作も為さず小頭などが彼是と云ひ聞かせば忽に石を投げ棒をふりあげ立向ふ事もありけり然るに本月廿七日の夜その様の穩ならぬより在島の巡査は其場に臨み取り鎮めんとせしに坑夫等は俄に起り立ち木石を投げ棒を投げ巡査をお取り込めて数人に疵を負はせ勢に乗て鯨を作り我先にと炭礦本局に乱入すれば局員等は防ぐに術なく何れも船に取乘て島を立退きたり此急報を聞くと均しく後藤君は直に其旨を県庁に通知し巡査数十名を乞ひて器械場その他の坑口を防禦し県庁よりは更に六十餘人の巡査を派出せしめらる斯くて翌廿八日には暴徒の勢ひ倍々盛んに島中二三ヶ所の納屋に放火し要所／＼に屯して敵来らば一とみじきと云ふさまにて掘ゑ居しが程もあらせざ六十餘人の巡査が上陸せしを見て始の勢には似もつかず争ふて逃げ隠れ更に敵対する色あらねど多勢の事なり其混雑いわん方なく巡査は四方に走りて廿九日まで朝に百餘人の暴徒を捕縛し其夜に入りて騒動全く鎮定したりと斯る乱暴するが中にも坑夫等は坑内と器械等に手を着けぬは抑も／＼故あることにて坑夫の習慣に昔より坑内に神靈ありて若しこれを犯せば忽に靈崇ありと云ひふるより一向に損傷するごと無し其器械を毀さざりしは是にも神靈ありと思惟したるが將た器械を打くづさば肝心の増しを求むる賃銀の出処を失ふと心付きたるか何れにも該局の爲には幸福と云ふべく坑夫等の無知も亦憐れむべきならずや卅日の午後二時に至りて本局より東京の炭礦商局へ只今全く鎮静し坑業を始めたりとの電報ありたる由なれば現今は最早平常の如くならんと云ふ

東京日々 明十一・八・十

高島煤炭塊屑共積入レ七月廿八日長崎出港ノ帆走船有之右荷着次第  
横浜ニ於テ売捌候間御用ノ御方ハ下名迄御引合有之度候也

七月三十日

三十間堀三丁目五番地

後藤炭鉱商局

東京日々 明十一・八・十五

○高島炭礦の坑夫が暴動のことは前号に西海新聞より抄出し且つ該地よりの報知をも載せられどもまた同新聞に暴動の始末と題してその始終を悉しく記したれば前号との重複を厭はず再び左に抄す坑夫の暴動は既に前号に報道せし如く去る二十九日全く鎮定し魁首の者は追々捕縛に就き手疵の巡査は一人も死に至るもの無く長崎病院にて治療中なれば追て全快相成べしと云ふ抑もこの暴動の源因を尋ぬるに去年より炭坑舎の都合にて舎員の月給を始め坑夫等の賃錢も廿二錢を廿錢に廿錢を十八錢に直下げに成りしが其後追々舎員の月給は上りたれども坑夫の賃錢は上らず併し是まで坑夫の賃錢は其仕事を十五間以上十五間以下と二つに割たりるをこの節四つに割直しに成りたれば賃錢は増さずとも幾分か増したるも同様なり然るに坑夫等は三十日前よりブツ／＼言はじめ増賃の事を納屋頭を以て炭坑舎に願ひしかども果敢／＼しき返事もなく延々に相成りし処遂に去る廿七日となりたれば坑夫の模様何か只ならぬ様子にて午後四時頃より坑夫等金松峠(高島中にあり)に集合するにぞ舎員尾上栄文行て懇々説諭すれども坑夫等更に聞入れず然る処夜に入ると坑夫等店方に至りて酒井に漬物等を奪ひ来り(この際に岸松某の家に乱暴せし由を前々号に記せしは誤)

滅多矢鱈に飲食ひたる上鯨波の声を颯るにぞ炭坑社員も持餘しこのこと直に長崎の本社に報知しければ本社より夜十一時ごろ浜町警察署へ右の趣き訴へ出で鎮撫方を願ひ立しゆゑ即刻牛島警部巡查十名と連立ち高島へ向け発船し二時ごろ着岸上陸し金松峠を速見せらるゝに坑夫等は数百のランブを灯して山上に群集すると凡そ千餘人にて其騒がしきこと言語道断なり又二三十人ランブを携さへ時々声を揚げつゝ海岸を巡廻する者もあり因て警部巡查は二手に分れ金松峠の頂上に登り力限りに坑夫等を説諭せしかば坑夫等も半ば服せし模様にて一同解散し我が部屋くへ帰りしが跡に只三十人ばかり残り居たるが巡查は尚ほ懇々にこれらを説諭し最早鎮定せしならんと金松峠を引払ひ勘場の小山宅へ引取られたることは廿八日の午前六時ごろなり然るに間も無く社員尾上來りて警部に向ひ彼の峠に残り居る二三十人は必ず主謀の者ならんと察すれば実は彼処に在ては不安心ゆゑ速に解散する様御取計下され度と咄し居れり(以下次号)

東京日々 明十一・八・十六

○高島炭坑夫暴動前号の続き○坑夫等四五人(此は即ち彼の二三十人の内なるべし)納屋くを駈廻りサア出ろくと同輩どもを催促するゆゑ巡查は駈け出し其者を押え何事を催促するぞと詰問せしかば一言の返答もせず因て巡查は納屋くに入り部頭かむしに向ひ假令ひ彼等が何程出ると催促するとも必らず人を出すべからずと嚴重に戒しめ置き夫れより彼の金松峠かぬまつに残りし者を解散させんと警部巡查は再び山上に登られしに一名も居合さぬゆゑ巡查五名を竝に残して立番せしむること凡そ一時間ばかりなれど又一人も来らざればいよゝ既に鎮定せしならんと五名の巡查は午後九時

ごろ山を下り既に半途に至らんとするとき豈に料らんや坑夫数百人山下より続々として登り来るにぞ巡查は見るより一生懸命に覚悟を極はめ数百人の中に立入りてこれを三段に喰ひ止め其中の頭分と見ゆる者を用途にして早く解散すべしと説諭を加えしに坑夫等は願事ありといふにつき願事あらば尋常にして願ふべし左すれば吾等より取次でも遣すべしと説諭する折から巡查に悪口雑言する者ありけるを巡查は捕へ來りて姓名を尋問するに弥助納屋の勝五郎と云ふ者なりしが右尋問の際に二等巡查滝宮貫一を坑夫数百人にて取囲み既に打殺さんとする勢ひを見て一等巡查武末某は群集の坑夫を推分け入りて滝宮を救はんとすれども坑夫等これを塞いで動かぬゆゑ已むを得ず劍を抜き振廻はせしに坑夫等は漸やく道を明けたり因て劍は鞘に納め近傍の人家の壁を背後の小盾に取りて餘多の坑夫を前に引受け説諭せんとする折から坑夫の内より頭分と見ゆる者二名進み出で武末に向ひ此処にては何かに不便なれば御下宿(則ち小山宅)に到りて御説諭下され度と申出るにつき武末は乃ち二名を引連れ下宿かむしを持って行く途中にて數多の坑夫八方より大石小石薪材木等を投擲るにぞ武末は卑怯に似たれど一応此の場を切抜けて警部へ面談の上へ進止を決する心得にて即ち又劍を抜き(此時坑夫二名劍鋒に触れて手に疵けし由)近寄る者を逐ひ払ひつゝ小山の宅に到り見れば警部巡查は既に居らず只一等巡查松坂と溝上、柳瀬ほか兩名ばかり居合せたるゆゑ武末は此等と談合するうち最はや坑夫は此家を取囲みたれば松坂等は罅を脱けて立去りたれども武末は独り留りて二階の上に扣え居たり(以下次号)

東京日々 明十一・八・十七

○高島炭坑々夫暴動始末前号の続き

○却説武末は独り二階の上にて勘考するに逆も免れぬ我が一命寧ろ力の有らん限り坑夫ばら數十人を斬殺して潔よく打死するは易けれど然して見ては益々彼等が暴勢を激発し他の警部巡查并に炭坑舎員に迄餘毒を及ぼすに至るべし因て我身は彼等が為すに任せ置かば其内に又援手も有らんかと覚悟を定めて居たりしが坑夫等は敢て二階の上に登り来ず二階の下にて亭主を劫かし隠れたる巡查を差出せとか何とか責迫る様子ゆゑ武末は黙止すに忍びず二階より降り来りて坑夫に打向ひ此方は茲処に在り一等巡查武末某なり抑も我々は汝等が暴行に募りて大罪に陥らんことを憐み早く取鎮め汝等が命を助けんがために出張したる官吏なり然るに汝等命を知らず手向ふ氣ならば手向ふて見よと泰然として云ひ放ちけるに坑夫等は耳にも入れずと寄たかり我も々と武末を打擲し其服を引破り遂に土地に組伏せ頸を絞んとすること兩三度なりしが武末は力を限りに其手を刎除たりしが頭より面部にかけ數ヶ所の疵を受け総身血に塗れ半死半生の体なるを流石の坑夫も過酷とや思ひけん遂に武末を引立て警部に引渡すべしとて炭坑舎へ連行し処ろ牛島警部外三名の巡查は即ち先きに小山宅より此処へ移り居たるが此武末が形状を見て大に驚き坑夫等に向ひ早く引き渡し呉れよと貰ひかけしが坑夫等半ば引渡さんとするもあり間には我々は未だ此巡查を打擲せず居るから引渡すな一層殺すと又た烈しく打擲する然るを警部は懇々に詞を和らげ遂に武末を引取て其一命を助け出したる（此際に坑夫の一人なる本大工町の千代と云ふ馬鹿野郎は警部の遺失せし官帽を冒り武末が二階に残せし劍を帯び我れは二代目西郷なりと名乗り大手を振りて高島中を徘徊せしを心ある坑

夫が之を差し止め帽も剣も取揚げし由）

（以下次号）

東京日々 明十一・九・十三

今般当社ニ於テ亜米利加上等石炭精々廉価ヲ以テ売却申候間四方之諸君下名へ御来車ヲ希望ス 但鍛冶場諸機械ニテ用ヒ最モ有益之品

ニ御座候

横浜太田町通角八十九番

支那及日本貿易商会

東京日々 明十一・十一・六

雑報

○高島石炭坑へ貸し附けたる金円の件に付き英国人モンテグカルクード氏より後藤象次郎君を相手取り東京裁判所へ訴出で昨日原被の對審ありたり後藤君の代言人は星亨氏なりと云ふ

東京日々 明十一・十一・十四

雑報

○此ほど世評に高き横浜なるジャーデン商会（海岸英一番）より高島炭礦の所有主後藤氏へ掛る詞訟の委細を聞に原告の申立てには右炭礦持主に対し百二十万円餘の貸金あり先ごろより其返辨を催促すれども何ぶん払方の滞に付き此貸金の処分を附るまでは該礦に属する一切の器械をはじめ目下掘取りたる石炭をも政府における差押へらるゝやう被告本人へ禁輸令を下され度しとの事にて種々の証拠物を差出だせり然るに法官にてこの証拠書類どもを取調らべられしに今度の詞訟に付て俄かに器械までを差押ゆべきは



どの事項の見えざるに依り禁諭令の一条は採用なり難しと一昨十二日原告へ申渡されたりと又た被告にては長崎本局より答辨に要用なる書類を取寄せ且つ横文の約定書を翻訳する時日もあれば来る三十日まで対審の日限を猶予せられ度しと申立てしよし私に聞く処に拠れば原告より百万円餘の貸金ありと云へど是まで被告にて採収の石炭を原告商会へ追々積み送りたるも最是三十四五万噸に及び此高にても百万円餘の金額は十分に払ひ込みある勘定と云ひ其外現金にて消却せしも寡からねば原被取引の帳簿を精算せば残金は何ほどの事にもあるまじされば原告より右の帳簿を差出しなば被告にて算当のうへ速かに残額を払ひ渡すべきよしを度々云ひ送りたれど如何なる内幕のあるにや決して原告にて勘定帳を出さぬよし訝かしきことにぞある

東京日々 明十一・十一・十五

敝局是迄売炭代辨之事ヲ英国商人ジャルデンマテソン商会へ相任せ置タル処都合有之本年本月四日ヨリ廃止セリ因テ公告ス

東京三十間堀町三丁目五番地

後藤炭坑商局

東京日々 明十一・十一・廿九

註(社説)

高島坑石炭ノ事ニ関シ其坑主後藤象次郎君ト其売炭代辨タルジャルデンマテソン商会(横浜英一番)トノ間ニ一種ノ争論ヲ生シ現ニ其曲直ヲ詞廷ノ審判ニ訴ルニ至ルハ世人ノ稍々聞知スル所ナリ然ルニ本月中旬ニ及ヒ後藤炭坑商局ハ都合アリテ夫ノジャルデンマテソン商会●代辨ヲ廃止セリト公告シタリケレバジャルデンマテソン

ハ又コレヲ辨駁センカ為ニ後藤氏ガ違約ヲ成セリ無法ノ所業ヲ成セリト公告セリ此ノ異常ナル公告ハ横浜刊行ノ西字新聞及び報知新聞ニ載セテ世ニ公ニセラレテヨリ後藤氏トジャルデンマテソン商会トノ争論ハ益々世上の注目スル所ト成リ其事情ヲ詳悉セザル者ハ遂ニ公告ノ辨駁ヲ信シ後藤氏ガ彼ノ商会ノ代辨ヲ廃止シタルハ違約ナリ無法ノ所業ナリト思フベシト雖トモ抑契約ハ甲乙双方ノ利益ヲ以テ双方ヲ檢束スルノ性質ニ就ルモノナレバ何故ニ後藤氏彼ノ代辨ヲ廃止シテ自カラ其財産ヲ管理スルノ事情ニ到リタル乎ヲ明究スル以上ニ非ザレバ吾曹ハ決シテ片言ヲ聽テ其曲直ヲ速了スルヲ得ザル也或ハ曰ク後藤氏ハ曾テ其代辨タルジャルデンマテソン商会ヨリ計算書ヲ得タル事無シ偶々之ヲ得シバ明瞭ナラザル計算書ノミト此説ニシテ信ナラバ後藤氏ガ廢約モ亦寔ニ不得已ニ生ズルモノ歟而シテ後藤氏ノ為ニ説ク者ハ曰ク後藤氏ヨリ夫ノ商会ニ渡シタル石炭ハ既ニ三十万噸以上に昇リタレトモ代辨ヨリハ一通ノ売上勘定ヲモ出サザルガ故ニ後藤氏ハ書面及口頭ヲ以テ之ヲ促シタルニ夫ノ商会ハ毎月ノ総勘定ヲ示シタルノミニ付後藤氏ハ更ニ其内訳ヲ知ルニ由ナク恰モ今ハ所有主ニテアリナガラ自ラ所有物ノ幾許ノ売買高タルヲ知ラズ其取調モ成シ能ハザル程ノ地位ニ陥リ其総勘定サヘモ一年有半ハ之ヲ領取セズ而シテ此総勘定ノ金利ト云ヒ手数料ト云ヒ随分トモニ高価ナリ是レ世上ニ行ハルゝ金貸等カ利ニ利ヲ結ビ込ミ現金ヲ出スヤ少ク証文高ヲ結ブヤ多クシテ遂ニ負債主ヲ死地ニ陥ラシムルノ手段ニ非ザレバ所謂ル高利貸シノ所為ニシテ豪商ノ本分ニ似合ハシカラズト果シテ然バ是レジャルデンマテソン商会ガ公告スル所ノ反對点ニ在リト云ハザル可カラズ然レトモ吾曹ハ夫ノ商会ノ公告ヲ偏信シテ後藤氏ヲ罪セザルガ如ク又説者ノ言ヲ偏信シテ夫ノ商会ヲ罪スル事能ハズ只須ク双方ノ争フ所ヨリシテ真理ノ存スルヲ得以テ餘々公平ノ論者ヲ待ツニ外ナラザル也

世上方偏ク聞知セン如クジャルデンマテソン商会ハ今春ノ初ニ於テ後藤氏ヲ被告トシテ詞廷ニ出訴セシ事アリシガ當時後藤氏ヨリ毎日百廿噸ノ石炭ヲ渡スベシトノ約定ヲ取りテ此訴ヲ止メタリ而テ聽ク所ニ抛レバ爾來後藤氏ハ此約ヲ遵行シタレトモ此巨額ヲ夫ノ商会ニ渡シテハ逆モ其坑業ヲ永續スル事能ハザルノ実ニ迫リテ之ヲ止メタリト云ヘリ然バ則チ此約ハ後藤氏カ初メヨリ其履行ス可カラザルヲ知りテ之ヲ約シ以テ一時ノ急ヲ退レント企テタル乎或ハ夫ノ商会ガ其約ノ行ハレ難キヲ知リナガラ之ヲ求メテ以テ他日の為ニスルノ計策ナリシ乎其虚実孰レニ在ルカハ吾曹容易ニ之ヲ今日ニ説出スヲ得ザルナリ蓋シ後藤氏ト雖トモジャルデンマテソン商会ト雖トモ固ヨリ爭論ヲ詞廷ニ決スルヲモ好マズ況ヤ讒謗ヲ世ニ公ニスルハ其本意ニ非ズルベキヲ以テ示談ニテ協議スベキ事ナラバ必ラズ疾ニ協議スベキ筈ナルニ其却テ今日ニ然ラザル所以ノモノハ一方ニ於テ口実ヲ固執シテ其敵手ヲ窘シメ遂ニ其為サント欲スル所ヲ為サシムルノ不得已ニ至リタルガ故ナルベシト思ハル之ニ由テ是ヲ觀レバ後藤氏ガ行フ可カラザルノ約ヲ結び又コレヲ止メタルハ実ニ後藤氏ノ過ナリト雖トモ此約ヤ後藤氏ガ商会ニ迫リテ結ヒタル力或ハ商会ニ迫マラレテ結びタル乎其主客ノ誰タルヲ判然セザル間ハ又敢テ独り其一方ノミヲ罪スベカラザルガ如シ

今ヤ此爭論ハ詞廷ノ審判スベキ訴訟ナレバ吾曹漫ニ是非ノ批評ヲ其間ニ下シテ法官ノ聡明ヲ翳蔽スベカラズ只黙シテ判決ノ日ヲ待ツノ一事ニ止ルト雖トモ茲ニ一語スベキノ要訣アリ曰ク此爭論ハ初ヨリ中外人民ノ訴訟ニテ法律ノ判決スベキ所ナリ決シテ外交上ノ爭論ニシテ政府ノ干渉スベキ所ニ非ズ恐レナガラ我天皇陛下ノジャルテンマデソン商会ノ貸金ニ毫末ノ關係ヲ有シ給ハザルハ猶英皇陛下ノ後藤象次郎ノ炭坑ニ毫末ノ關係ヲ有シ給ハザルニ異ナラズ然ルニ道路

ノ説ク所ヲ聽クニ英公使ハ曩ニ此炭坑ノ事ニ関シテ我外務卿ニ談判セシニ外務卿ハ断然ソノ干渉スベカラザル事柄タルヲ以テ之ヲ拒絶シタリ而シテ今マタ再ビ公使干渉ノ勢ヲ見ルガ如シト云ヘリ是レ吾曹ガ最モ信ゼザルノ説ニシテ萬々其虚伝タルヲ知ルト雖トモ奈何セシヤ外交政權ノ人事ニ干渉スルハ開港以來ノ弊風ニシテ已ニ先年横浜埋地ノ処分アリシ事トモヲ目撃セシニ由リ世人ガ又モヤト妄測スルハ又敢テ其故ナシトセザル也冀クハ当局ノ君子ヨク此ノ世論ヲ察シテ分明ノ区劃ヲ政事ト人事トノ間ニ置キ外交ノ政權ヲシテ復コノ人事ノ爭論ニ干渉セシメザラン事ヲ如何トナレバ中外ノ人事ハ現ニ彼我ノ法廷ノ在ルアリテ之ガ詞訟ヲ聽キ高島炭坑ノ爭論ハ即チ其部局内ノ事タルガ故ニ曲直正邪ノ孰ニ歸スル乎ハ我法律ノ之ヲ判決スベケレバ也公衆幸ニ刮目シテ此裁判如何ヲ他日ニ觀ヨ片言ヲ信ジテ是非ヲ今日ニ断ズルノ大早計ヲナス事勿レ

東京日々 明十一・十二・二

弊局売炭代辦事務ヲ山口県士族當時横浜花咲町六丁目三百十六番寄留中原国之助へ依託シ同人承諾ニ付中原国之助氏ハ向後該売炭代辦人タル事ヲ弘告ス

東京三十間堀町三丁目

十一月廿九日 後藤炭坑商局

東京日々 明十一・十二・三

高島石炭競売

塊炭凡三百噸粉炭凡二百噸程來ル七日午前十時ニ於テ競売スベキ段  
横浜本町ボールン社中へ依頼致置候

右石炭ハ高島産出ニシテ当時右炭坑主後藤象次郎君ノ所有ナリ引渡ハ横浜瓦斯局近側花咲町五丁目翁町四丁目浅野宗一郎の厠場ニテ致スベク候担シ競売場ニテ一割ノ手附金ヲ拙者へ御払込ミナサレ其残金ハ石炭引渡ノ上拙者へ御払被下度候

石炭引渡日限三十日間ノ事

高島石炭売捌代辦

明治十一年十二月一日

中原国之助

東京日々 明十一・十二・十

雑報

○北海道石狩国幌内山の石炭を開採せらるゝよしは前号にも掲げしことありしが此ほど開採掛を札幌に置きて其事務を取扱はるゝ由にて既に此ほど松本荘一郎氏は炭山開採事務副長を命ぜられたりと氏は米國に七年間留學して土木學を修め頗る熟達せられし人なりと云ふまた鉾山井に鐵道の事業に熟練したる外國人は重に亞米利加より雇ひ入らるゝ筈にて同國の鐵道建築師クローボルド氏は本月一日に桑港出帆の郵船にて来朝せらるゝとの約なれば到着次第に松本荘一郎氏は共に幌内に赴きて第一回の測量をはじめ来春雪消ゆきどけの候を待ちて鐵道建築に着手せらるゝよし鉾山師も引続きて来朝する由なれば炭坑も来春より開かるべし且石狩川の川口も改築して大船巨舶を自在に入出せしめんとの事にて是も外國人を雇ひ入らるゝため開拓使より榎本公使へ依頼になり同君の尽力にて和蘭國にて有名の水理學師ゴダルト、ファン、ゲント氏を雇ひ入らるゝの約調のひ今月中に本國を出立する筈と申すことなれば此の川口も来春より着手になるべしと函館より報知

東京日々 明十一・十二・十一

雑報

○高島炭坑の紛紜に關シジャルデンマテソン商会（横浜英一番）は嚮に横浜の西字新聞及び報知新聞に高島石炭買主を相手取る云々の廣告を掲載せしが其後炭坑舎の売炭代辦中原國之助氏より十二月七日横浜ポールン社中に委託して數百噸の高島石炭を公売する旨を新聞紙にて廣告せられたるに付き当日公売の様子は如何あらんと考へ居たるに「ガゼット」新聞に當日の事情を掲載したり因て左に訳出して読者に示す

過日来廣告せられたる高島石炭公売に立会はんとて本月七日午前十時頃ポールン社中の公売場に臨むもの十五六名に及びたるが十時を過る頃ポールン氏出で来り本日を見合せ来る十四日を以て更に多量の石炭を公売すべき旨を演舌し且つ左の書面二通を朗讀して其公売を日延したる理由を述べたり

一筆啓上仕候然れば当地の新聞紙廣告にて承知仕候へば「ウキンロー」号にて積送りたる高島石炭を明日貴社にて公売致され候由抑も右石炭は去る四日当社と後藤氏との間に於て特別に取結びたる条約面に於て代辦者たる我輩の手を経たりと見做さるべきものなれば我輩は右石炭の買主を相手取るべき理由なし依て右石炭の義は過日来新聞紙に掲載せし当社の廣告は關係これなき旨を公売の節に衆客へ御通知被下度候且又此の書面は如何様御取扱被成候ても不苦候也

千八百七十八年十二月六日

ジャルデンマテソン商会

ポールン社御中

一簡拜啓仕候然れば英一番社中より本月六日附を以て本日公売

の石炭は「コンストルクチーブリー」に該社の手を経たるものなれば右石炭に限り買主を相手取らざる旨を申越したる書面の文意御知らせ被下就ては右公売を来る土曜日即ち十四日まで御日延被下度左すれば拙者は英一番より関係ありと発見するに一層便宜ある他の石炭を以て本日公売の石炭に換へ可申候此度我輩は何故に此公売を企つるかを衆人へ御知らせ被下候とも不苦候抑々此公売は英一番が正当と認て頃日新聞紙上へ掲載して高島石炭の買主に広告せし所のものと実地反対の主意に御座候也  
十一年十二月七日

中原国之助

ポールン社中

東京日々 明十一・十二・廿一

雑報

○開拓使にて雇入れし米国人クローホルト氏を昨日同使の諸官員が上野の精養軒へ招待して嚮応あり同氏は土木学専門の人と聞けば大かた彼の岩内炭坑採掘の業に従事せらるゝなるべしと聞けり

東京日々 明十二・一・十

雑報

○北海道幌内及岩内の石炭礦を開採のため開拓使へ雇入れられし米国人クロホルド氏は此ほど到着ありしかば去る六日品川出帆の玄武丸にて同使御用掛松本荘一郎氏と共に函館へ赴かれたり着港のうへはまづ同所より三里ほど隔りし赤川村より港内へ引く水道の測量を終り夫より札幌へ赴かるゝとぞまた同所なる農学校の数学教師として米国人ビーボター氏も同船にて赴かれしと聞けり

東京日々 明十二・二・一

○法律雑誌 第五十四号一月卅日発売

読高島炭坑訴訟之新聞

以下略

○法律雑誌 第五十五号二月一日発売

読高島炭坑訴訟之新聞

以下略

東京弥左衛門町十九番地 時習社

東京日々 明十二・二・十

公告

法律雑誌 第五十六号本月八日発売

○高島炭坑訴訟ノ新聞ヲ読ム

以下略

東京弥左衛門町十九番地 時習社

東京日々 明十二・三・五

雑報

○開拓使にて北海道石狩の国幌内煤田の開採および後志田茅沼の煤田を改良せらるゝよしは前号に記せしが右に付き此たび米国人ゴーンショール氏を煤田督監に英国人バリー氏を坑夫小頭に和蘭人ワアングント氏を水理工師長に雇ひ入れられ既にゴーンショール。バリーの両氏は去る二日出帆の玄武丸にて該地へ赴きたりまたワアングント氏は此の次の便船にて赴きまづ渡辺国森村の波止場を一見し夫より任地へ行かるゝよし

東京日々 明十二・三・十四

雑報

○後藤氏の高島炭坑に掛る英一番の控訴は去る十一日東京上等裁判所にて原告の申分相立たざる旨申し渡され訴状を却下せられたり右に付き英一番より被告方へ示談の申し込みあるよしに聞けり其の判決文は左の如し

原告人横浜其他の地に於て組合商業を営むチャルヂーンマジソン会社員

ロベルト、チャルヂーン (外六名)

原告代理人横浜居留地英国人

モンテグ、カルクウード

被告人東京府芝区高輪南町三十五番地

士族 後藤象次郎

右代言人東京府京橋区日吉町廿一番地

平民 星 享

横浜居留英国人

エッチ、ダブリュ、テニソン

明治十一年十一月十二日西暦千八百七十八年十一月十一日を以て東京裁判所に於て申し渡したる原告の差留申告訴訟に対したる判決を不服として当庁へ控訴したり依て判決する如左

東京日々 明十二・四・五

雑報

○高島炭坑英一番の控訴判決文(前号の続き) 原被間の取引の法律に違犯せしより生ずる処の成果如何を今茲に論ぜん夫れ法庭の廻りて

以て法律に違犯せる契約を処するの主義は一邦国の法律上にて制定したるものならずして(假令此主義を適用するの細目に至ては異同あるも)自然の正理及び政策に基づくものなれば之を一般に適用するものなり而して今当法庭に於て此判決の際原告に言渡す正理の準則は即ち原告が自国に於て其国法に違犯せる契約の対手たらんとき自国の法庭か自国の法律に照し判決する処の正理の準則と同一なり今法律に違犯せる契約を処するの主義を概言すれば則ち左の如し曰く凡そ法律に違犯せる契約は無効のものにして何等の裁判に於ても之を執行する能はざるなり然れば契約の法律に違犯せると否とは何を以て之を判決せん

英国中最大の権力ある法士の言に曰く契約の約因或は目的の以て法律上許す処のものと為すべき者次の如し曰く法律の禁ぜざる者曰く法律上其れを許すも他の法律歟条を害せざる者曰く詐偽に涉らざる者曰く他人の身体と処有物とを害せざる者曰く法庭其れを以て正經に背き或は政策に戻るものとせざる者是なり凡そ此數の者は皆契約の約因或は目的を以て法律上許す処の者にして其許さるる処の者は無効なり一個或は多種の目的を以て約せる単一約因の一部或は一種の目的を以て約せる多種の約因中の一種或は其一種中の一部も法律上許さるる処のものあれば全契約皆無効なり故に此契約は執行すべからざるものとす凡そ其人の利益其契約を實踐し差止令を以て其破約を防ぎ金円を償却し処有物を還収するに在りて如此契約を結ぶ者甚た稀なることなり而して当法庭は本訴の事件を以て右論する処と大に符合せりと感せざるを得ず然れども原被共不法の契約を結ぶときは被告は常に原告よりも好地位を占むるものなり其故は法庭たるもの原被の一方を庇護せざるを以て原告終に其損を受くる者なり(以下次号)

雑報

○高島炭坑英一番の控訴判決文(前号の続き)当原告本人及び其代  
言人も皆英国人民なるを以て当裁判所は左に英国裁判官及び法師  
中最も有名なる「ロールド、マンズフヒールド」の言を左に掲載  
するを得べし即ち「クーパーズレポーツ」第三百四十三丁「ホル  
マン」対ジョンソン」中に在り「原被告間に結びたる契約は不正或  
は不法のものなりとの被告拒否辨は常に忌むべき筈なれども衆益  
を斷り被告の爲めにするにあらざれども被告をして該点を理由と  
して原告の請求を拒むを得べきものなり而して如此場合に於ては  
不慮の災難に由り真誠の正道を施行するを得べからざるものなり  
と云ふへし衆益の主義は即ち悪事を理由として出訴する權なし裁  
判所は不正及び不法の所爲を理由として出訴するを助けざる故に  
原告の陳述及び其他より原告の理由として出訴する所のものの悪  
事より起り或は本邦の法律に觸るゝが如く現はるゝときは裁判所  
は原被へ向ひ助を請求する權なきものと言渡す者なるを以て当庁  
も矢張り被告を助くるに非れども原告へ助を与へざるべし故に  
設ひ原告被告となり被告原告となりて出訴すると雖ども同一の判  
決をなすべし其訳は原被告共に錯誤をなしたるときは被告常に  
其理を得へし

当裁判所は右格言を悉皆採用なし之に因て以て判決を下すへし  
当訴訟を法律に参照するは最も容易なり今回原告の訴訟に由て原  
告の所争物を管理し并に之を保有する物權を有すると主張せんと  
する旨明高なり故に裁判所の助勢を仰がんと欲せず先づ裁判官に  
対し原告の物權を有せざるべしとの疑を解かざる可からず一般裁  
判所は暫時の差禁令を発し真正の權利を補翼する者なれば該令を

請求するものは自分真正の權利を有せざるべしとの疑を氷解せざ  
る可からず原告は(原告代言人英国裁判所を引証して正しく論辨  
したる如く真正の物權を有することを高然証明するを要せざるも  
該物權の有無に關し判決を要すべき充分の理由あること及び原被  
両告間の取引等に付原告の所爲は一般正直なるものにして且つ法  
律に觸れざる旨を辨明せざる可からず(以下次号)

東京日々 明十二・四・十八

雑報

○英国人チャデン氏等より後藤象次郎氏に係りたる高島石炭の訴訟  
は重大なる事件に付き前号にも屢々其の模様をげ且つ其の成行  
如何は江湖の属目する所なりしが昨今聞く所に扱れば双方熟議の  
上訴訟の願を裁判所へ差出されたりと云ふ然れば先づ本件も是れ  
にて落着するなるべし

東京日々 明十二・四・二三

雑報

○高島煤炭舎の詞訟も前日報道せし如く遂に双方の熟談となり愈々  
去る廿一日上等裁判所にて被告は百万ドルの負債高たる事を承  
諾し此高にて裁判を受け度き旨を申立たれば近日其裁判あるべし  
と云へり

東京日々 明十二・四・廿四

雑報

○昨日の新聞に後藤氏が炭坑舎の詞訟も熟議となりて被告方にて百  
十万弗の負債を承知し近日其裁判あるべし云々と記したるが猶

はよく聞くに百万弗は誤りにて全くは双方の歩み合ひにて被告の負債総額を六十五万円と定め当金廿万円を払て残り四十五万円を永年賦とし其証書は日本の法律に拠れる尋常貸借の文面にて原告へ渡したるよし又右ぎ示談の調ひたれば此上の裁判はなくたゞ判事にて此事を認許せられたるのみと云へり先づ是にてながくの争論もめでたく市が榮へたり

東京日々 明十二・五・十四

### 雑報

○開拓使にて石狩の国幌内の石炭を開採に着手せらるゝよしは兼て前号に記せしが此ごろ雇入の外国人等をして運輸の為に鐵道を開設せんと其実地を点検せしめられしに思ひしよりは容易にて既に線路の方向等は一定せりとぞまたお雇工師クローフロード氏が自から嶺山に入り石炭を採来りて試験したるに汽罐用には最とも適当せる炭質なりと云ふ

東京日々 明十二・五・廿九

### 幌内煤田開採岩内煤田改良着手ノ概略

北海道ノ礦物中ニ於テ將來本邦ノ為メニ一大利益ヲ期スベキモノハ煤炭ニ如クハ無シ而シテ煤炭ノ産地頗ル多ク就中幌内岩内ノ兩地ハ其炭質善良ニシテ且ツ開採ニ便ナルヲ以テ之ガ最トナス故ニ年來數度ノ査覈ヲ經テ遂ニ其地形煤案位置等ヲ詳ニスルヲ得今ヤ其工業ノ着手ニ際セ仍テ其概略ヲ掲グル左ノ如シ

幌内煤田ハ北海道石狩国石狩郡札幌開拓使本庁ノ東北凡ソ拾八里許ニ在リ広袤凡ソ一里餘ニシテ群山起伏樹木茂生ス其煤炭ノ開採ニ堪ユベキモノ凡ソ七層ニシテ厚サ三尺三寸ナルモノヨリ五尺八寸ナル

モノニ至ル米國ノ地質學士「ライマン」氏ノ略測ニ拠ルニ此煤田測量区域凡ソ十一方里余ニシテ海面下四千尺マデヲ算入スレバ煤炭ノ量ハ無慮一億零々三十一万五千噸ノ多キニ至ルベシ是レ只幌内一山ニ止マルノミニシテ其他本山ニ接近シテ漸次開採ヲ期スベキモノ枚挙ニ遑アラズト云爾今般開採ヲ創メントスルモノハ幌内第六露出煤層ニシテ其炭坑ノ位置ハ早川村ノ南東ニ在リ煤炭ハ坑ヨリ直ニ斜道或ハ輪車路ニ由テ鐵道停車場ニ輸送シ是レヨリ凡ソ七里ノ鐵道ニテ幌向太(太ハ土言川口ノ義ナリ)ニ輸送シ此地ニテ少ナクモ二十五噸以上ノ荷船ニ搭載シ汽船ヲシテ之ヲ曳カシメ以テ石狩川口或ハ直ニ小樽港ニ運輸シ是レヨリ内外各港ニ輸出スルヲ得ベシ

岩内煤田ハ北海道後志国岩内郡茅渾ニ在リ其煤炭ノ開採ニ堪ユベキモノ凡ソ六層ニシテ「ライマン」氏測量区域内ノ炭量海面下凡ソ三千尺或ハ四千尺マデヲ算入スレバ三千八百五十五萬噸ナリ其炭質ハ之ヲ幌内ニ比スレバ稍下ルト雖トモ炭坑ハ海岸ヲ距ル僅々卅町内外ナルヲ以テ從來開採ニ從事シ斜道輸車路等今ニ至ルマデ猶ホ之ヲ使用シ其煤炭ハ既ニ多少各地ニ輸出セリトス然レトモ其開採ノ法未ダ充分ナラザルガ故ニ這般專ラ改良ヲ主トシ且ツ新ニ二条ノ輸車路ヲ泚井茶津内ノ兩所ニ架設シ又泚井ノ小灣ニ水堤ヲ築キ以テ運漕ノ便ヲ開カントス

右開採改良ハ兩ナガラ容易ナラザルノ大業タルヨリ言フヲ待タズ況ンヤ該地ノ氣候一周年ノ間ニ於テ雨雪風氷ノ為ニ実地操業スル能ハザル事五閱月ニ至ルノ困難アルニ於テヤ然リト雖トモ拮据經營怠タラズ今ヨリ凡ソ四個年(即チ明治十五年迄)ヲ閱ミセバ蓋シ之ガ竣工ヲ見ルニ至ルベシ苟モ然ラバ此多量ノ煤炭ヲシテ特リ内國ノ需要ニ給セシムルノミナラズ広く東洋諸港ノ求需ニ応ジ遂ニ外人ノ所謂北海道ノ煤田ハ日本ノ金庫ナリトノ語ニ於テ其益美タラザルヲ

証スルニ足ラントス

該工ノ本年実施スル所ヲ叙スレバ当初該使大書記官山内隄雲及ビ御用掛松本莊一郎等ヲ実地ニ派遣シ両炭山及ビ石狩河等ヲ巡視セシメ以テ將來着手ノ順序ヲ計画セリ然ルニ本邦鐵道架設水利鉞山等ニ熟練スル者ノ固ヨリ其人に乏ク僅ニ之レ有ルモ即今各地所在ノ工業ニ從事スルヲ以テ遽ニ之ヲ採用スルノ便ヲ失ヒ因テ土木師鉞山師ハ米國ヨリ水利工師ハ和蘭ヨリ招雇スル事トナレリ又該地積雪沍寒ノ際野業ヲ操ルベカラザルノ候ニ當リ嚮キノ測量ニ依リ実地作業ニ緊要ナル諸件ヲ計図指画セシメン為メ外國工師及ビ補助手等ノ舍業ヲ為スニ適當ナル堅牢防寒ノ官舎ヲ建築セシムルノ目途ナリ且ツ鐵道近傍河水ノ増減ヲ量ルハ該業中緊要ノ件ナルヲ以テ現今幌向太ニ於テ測水標ヲ建設セントス其他沿道ノ伐木鐵路ノ用材及ビ諸器械等順次之ガ準備ニ着手セリ尚ホ詳細ハ後回ニ譲リ逐次報告セントス

東京日々 明十二・五・三十

地学雜誌 第五号

(中略)

○北海道煤田概況

飯田町二丁目五十一番地 地質学社

東京日々 明十二・六・廿八

広告

中原國之助氏ヲ余ガ代辨人トナシ高島炭坑ヨリ産出スル石炭ハ都テ同氏ノ一手ニテ売捌カシム仍テ本月十六日以後該石炭ヲ買ハント欲スル人ハ皆同氏或ハ其代理人ニ就テ買求アラン事ヲ要ス

明治十二年六月十三日

在長崎 後藤象次郎

東京日々 明十二・七・十六

広告

筑前國若松港戸畑村ノ内字カバ島ニ於テ細粉ノ石炭ヲ以テ一種ノ炭塊ヲ製ス爰ノ炭塊ハ元仏國ノ發明ニシテ其功力通常石炭ノ比ニアラス其便大ニシテ且利アリ故ニ歐洲ニ於テ汽船其他諸製造用ニ至テモ皆之ヲ必要ノ物トス由之觀之ハ本邦ノ如キ石炭多量殊ニ若松港ノ如キ豊筑ノ石炭出口出咽喉ノ地ニシテ側ヲ馬関ニ近接シ之ヲ製造スルヤ多少ノ冗費ヲ省キ之ヲ海外ニ出スヤ大ニ運輸ノ至便ヲ得真ニ公私ノ利益タルヲ信シ各地ノ有志ト謀リ私盟結約百円ヲ一株トシ資本金五万円ヲ募リ仏國エーコー氏ヲ雇入則チ本年三月以來仏國ニ遣シ實際ヲ檢シ器械製作所ニ就キ上等ノ器械ヲ製セシメ去月中旬落成同氏モ八月初旬帰朝ノ旨ヲ報知セリ加之カバ島製造所モ建築既ニ成リ募株モ亦整頓ニ至ラントス然トモ尚希□ノ向ハ高五百株ノ内六十有餘ノ殘アリ本月廿日迄ニ下名ニ通知アラバ申入ノ前後ヲ以テ會テ定メタル制限ニ準シ加入ヲ許スヘシ因テ茲ニ此旨廣告ス

但シエーコー氏ヨリ歐洲ニテ該製造実檢ノ書簡モアリ望ミノ諸君ニハ直覽ヲ許スベシ

筑前國速賀郡戸畑村カバ島

炭塊製造所詰炭塊製造所長

中屋重道

東京錦町一丁目六番地居住

炭塊製造所委員総代

委員 月形 潔